

先進医療実施医療機関（東京科学大学病院（旧東京医科歯科大学病院））
からの報告について

○ 経緯の概要

- ・ 先進医療 A 告示番号7「多項目迅速ウイルスPCR法によるウイルス感染症の早期診断」、告示番号 15「タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養」、告示番号 23「子宮内細菌叢検査1」、告示番号 24「子宮内膜受容能検査1」の 4 技術について、令和6年8月2日に当該医療機関から先進医療事務局に本先進医療に係る事案について報告がなされた。
- ・ 当該報告を受けて、同事務局は新井座長に報告の上で、当該医療機関における当該先進医療の新規組み入れ中止について伝達し、同日から新規組み入れ中止とした。
- ・ 8月8日に開催された第 134 回先進医療会議に第1報があり、当該報告に基づき審議を行った。
- ・ 9月5日の第 135 回先進医療会議では、前回会議での指摘事項を踏まえ、2回目の報告があった。また、当該医療機関が調査を進める中で、当該医療機関で行っている他の先進医療についても全件調査を行った結果、告示番号7「ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断(PCR法)」および告示番号6「細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断(PCR法)」においても同意取得に関する不適切事案が判明したため、同日報告がなされ、審議された。
- ・ この度、同病院から先進医療会議からの指摘事項を踏まえ、3回目の報告があった。

○ 報告の内容

- ・ 別紙 5、別紙 6 の通り。

○ 今後の対応について

- ・ 同病院における再発防止策が適切かどうか。
- ・ 上記を確認した上で、今後の対応についてどう考えるか。